教育に関する勅語(句とうふり仮名付)

ノミナラス、又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン。

明治二十三年十月三十日

成其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ。

県二遵守スへキ所、之ヲ古今ニ通シテ謬ラス、之ヲ中 県二遵守スへキ所、之ヲ古今ニ通シテ謬ラス、之ヲ中 斯ノ道ハ実ニ我力皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ、子孫臣民ノ

外二施シテ悖ラス、朕爾臣民ト倶二、拳々服膺シテ、外二施シテ悖ラス、朕爾臣民ト倶二、拳々服膺シテ、

御業名 御璽

教育に関する勅語の口語文訳

そして、国民は忠孝両全の道を完うして、全国民が心を合わ にあると信じます。 ねばなりませんが、私は教育の根本もまた、道義立国の達成 りましたことは、もとより日本のすぐれた国柄の賜物といわ せて努力した結果、今日に至るまで、美事な成果をあげて参 現をめざして、日本の国をおはじめになったものと信じます。 私は、私達の祖先が、遠大な理想のもとに、道義国家の実

を、更にいっそう明らかにすることでもあります。 私達の祖先が、今日まで身をもって示し残された伝統的美風 良な国民としての当然のつとめであるばかりでなく、また、 全に奉仕しなければなりません。そして、これらのことは、善 非常事態の発生の場合は、真心をささげて、国の平和と、安 のために貢献し、また法律や、秩序を守ることは勿論のこと、 念し、知識を養い、人格をみがき、さらに進んで、社会公共 すべての人々に愛の手をさしのべ、学問を怠らず、職業に専 友人は胸襟を開いて信じあい、そして自分の言動をつつしみ、 がいに力を合わせて助け合い、夫婦は仲むつまじく解け合い 国民の皆さんは、子は親に孝養をつくし、兄弟、姉妹はた

派な日本人となるように、心から念願するものであります。 えは、昔も今も変らぬ正しい道であり、また日本ばかりでな もまた国民の皆さんとともに、父祖の教えを胸に抱いて、立 子孫の守らなければならないところであると共に、このおし く、外国で行っても、まちがいのない道でありますから、私 このような国民の歩むべき道は、祖先の教訓として、私達

ー国民道徳協会訳文によるー